

老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改革 における既裁定者の取扱い

平成6年改正(厚生年金・共済年金) (平成7年4月施行)

- 60歳台前半の者に適用される在職支給停止について、賃金の増加に応じ、賃金と年金の合計額が増加するよう改正
- 施行時60歳以上の者については、改正後の方式と改正前の方式とを比べて、停止額の少ない方を適用する経過措置を実施

平成12年改正(厚生年金) (平成14年4月施行)

- 60歳台後半の者にも在職支給停止の仕組みを導入(60歳台前半より緩やかな減額方法)
- 施行時65歳以上の者(受給権が発生していない者を除く)については、非適用とする経過措置を実施

平成12年改正(共済年金) (平成16年4月施行)

- 他の被用者年金制度加入中の支給停止について、従来の「緩やかな所得制限」から「厚生年金の60歳台後半の者に係る在職支給停止の仕組み」に切替え
- 施行時67歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施(それ以外の者については、既得権保障を行う特段の経過措置なし)

平成16年改正(厚生年金・共済年金) (平成19年4月施行)

- 70歳以上の者にも「60歳代後半の者に係る在職支給停止」と同様の仕組みを導入
- 施行時70歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施

配慮措置（10%上限＋35万円下限）の効果

（単位：万円）

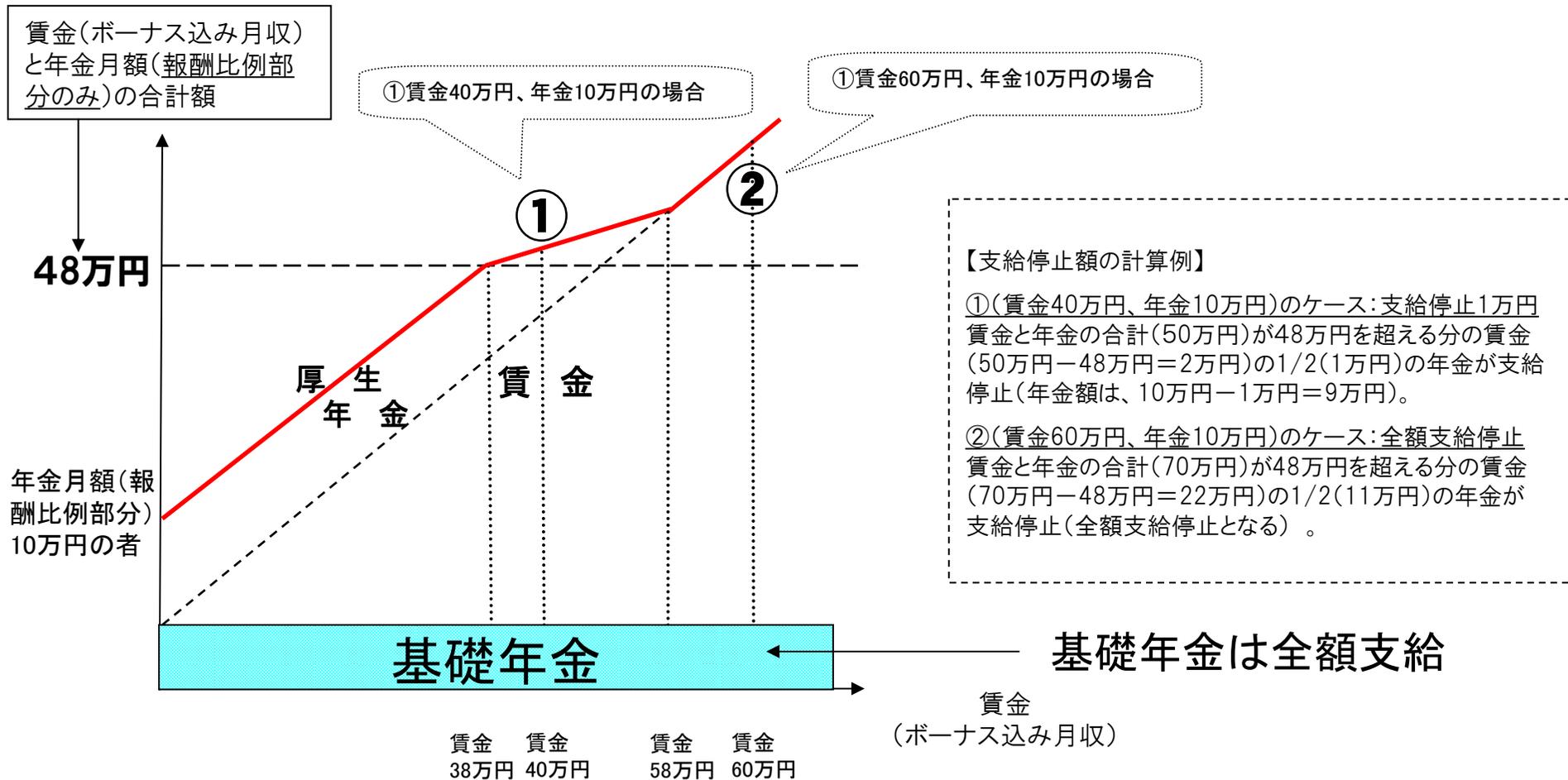
賃金	年金	賃金＋年金	低在老による 本来年金減額	10%上限 の効果	35万円 下限の効果	配慮措置後の 年金＋賃金
38	10	48	▲10.0	+5.2		43.2
37	10	47	▲9.5	+4.8		42.3
36	10	46	▲9.0	+4.4		41.4
35	10	45	▲8.5	+4.0		40.5
34	10	44	▲8.0	+3.6		39.6
33	10	43	▲7.5	+3.2		38.7
32	10	42	▲7.0	+2.8		37.8
31	10	41	▲6.5	+2.4		36.9
30	10	40	▲6.0	+2.0		36.0
29	10	39	▲5.5	+1.6		35.1
28	10	38	▲5.0	+1.2	+0.8	35.0
27	10	37	▲4.5	+0.8	+1.7	35.0
26	10	36	▲4.0	+0.4	+2.6	35.0
25	10	35	▲3.5	0.0	+3.5	35.0
24	10	34	▲3.0	0.0	+3.0	34.0
23	10	33	▲2.5	0.0	+2.5	33.0
22	10	32	▲2.0	0.0	+2.0	32.0
21	10	31	▲1.5	0.0	+1.5	31.0
20	10	30	▲1.0	0.0	+1.0	30.0
19	10	29	▲0.5	0.0	+0.5	29.0
18	10	28	0.0	0.0	0.0	28.0

連続性をもつて減少



65歳以上の在職老齢年金制度

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止する。
 → 平成16年年金制度改正により、70歳以上の在職者については、65歳~69歳と同じ取扱いとする。(ただし、保険料負担はなし)(平成19年4月施行)



厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計

○70歳以上

○うち80歳以上(再掲)

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	381		156	
～ 150.0	92	24.2	57	36.3
150.0～ 199.9	47	36.6	24	51.4
200.0～ 249.9	50	49.6	19	63.7
250.0～ 299.9	24	55.8	7	67.9
300.0～ 349.9	38	65.8	11	74.9
350.0～ 399.9	25	72.5	8	80.3
400.0～ 449.9	11	75.5	3	82.5
450.0～ 499.9	13	79.0	5	85.9
500.0～ 549.9	5	80.4	2	87.1
550.0～ 599.9	5	81.6	1	87.7
600.0～ 649.9	12	84.9	4	90.0
650.0～ 699.9	3	85.6	2	91.2
700.0～ 749.9	7	87.3	2	92.5
750.0～ 799.9	4	88.3	1	93.0
800.0～ 849.9	2	88.7	1	93.6
850.0～ 899.9	4	89.7	1	94.3
900.0～	39	100.0	9	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	28.9		22.9	

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	59		33	
～ 150.0	23	38.8	15	45.5
150.0～ 199.9	6	48.2	5	60.3
200.0～ 249.9	6	58.7	3	69.4
250.0～ 299.9	2	61.3	1	73.3
300.0～ 349.9	4	67.8	2	78.5
350.0～ 399.9	4	74.8	1	82.7
400.0～ 449.9	1	76.7	1	84.8
450.0～ 499.9	2	79.3	1	88.6
500.0～ 549.9	1	80.3	0	89.7
550.0～ 599.9	1	81.7	0	90.1
600.0～ 649.9	2	84.5	1	92.0
650.0～ 699.9	0	85.2	0	92.4
700.0～ 749.9	1	86.5	0	93.4
750.0～ 799.9	1	87.9	0	93.6
800.0～ 849.9	0	88.3	0	93.8
850.0～ 899.9	1	89.2	0	94.6
900.0～	6	100.0	2	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	26.3		20.8	

- (注) 1. 健康保険被保険者実態調査(平成16年10月)をもとに推計したものである。
 2. 網掛け部分は年金額(一部または全額)が支給停止となる階級である(対象者数合計11.5万人)。
 さらに、濃い網掛け部分は年金額が全額支給停止となる階級である(対象者数合計7.0万人)。
 3. 支給停止となるか否かについては、全員が老齢相当の平均年金月額(報酬比例部分:男子 118,995円、女子 50,203円)を受給するものと仮定して推計している。

国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく 老齢年金の支給停止の現行の取扱い（2階部分）

- 厚生年金においては、「自制度の被保険者（支え手）である間は支給停止する」という考え方。国会議員や地方議会議員は被用者でなく、厚生年金の被保険者でないことから、その歳費等を勘案した年金支給停止の仕組みは設けられていない。
- 共済年金においては、国会議員や地方議会議員が他の被用者年金制度の加入者と同様の状況（歳費等が給与所得扱いであること等）にあることを踏まえ、他の被用者年金制度の加入者と同様、「緩やかな減額方法」により年金を支給停止する仕組みとなっている。

（参考）国会議員又は地方議会議員である場合の老齢年金支給停止の状況（平成16年度末現在）

	国共済	地共済	私学共済
議員である受給権者数	572人(国45、地方527)	3,158人(国22、地方3,136)	61人(国4、地方57)
支給停止者数	226人(国45、地方181)	1,460人(国22、地方1,440)	27人(国4、地方23)
支給停止額	181,457千円 (国50,620、地方130,837)	1,264,128千円 (国22,942、地方1,241,186)	10,810千円 (国1,323、地方9,486)
年金総額と 上記の占める割合	17,588億円 0.01%	45,006億円 0.03%	2,729億円 0.004%

加給年金額等の加算要件に係る加入期間の取扱い

【現行の加給年金の加算要件について】

- 加給年金については、被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合であって、一定条件を満たす配偶者や子（※）を有するときに、当該老齢厚生年金に加算される。

※ 加給年金額の加算要件について、具体的には以下のとおり。

- ① 被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合で、
- ② 当該老齢厚生年金の受給権を有する者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの間にある子若しくは20歳未満の障害等級1級・2級の障害のある子を有するときに加算される。

- 加給年金額の加算要件期間については、それぞれの被用者年金制度に係る加入期間を個々に計算し、複数の加入期間を有する場合は、各期間を通算しない。
- 加算額：配偶者 227,900円
子（1人目・2人目）227,900円、（3人目以降）75,900円

【制度統一後の加給年金の加算要件について】

- 加給年金額の加算要件期間については、従前の被用者年金制度に係る加入期間を複数有する場合、制度統一により、各期間を通算することになる。
- したがって、従前、厚生年金と共済年金個々では加算要件期間を満たさない者であっても、通算することによって、加給年金額の加算要件期間を満たすことが可能となる場合がある。

《事例》

- ・ 厚生年金に係る被保険者期間 10年
- ・ 共済年金に係る組合員期間 15年

（現行）

それぞれの加算要件期間が20年未満であるため、加給年金額は加算されない。

（制度統一後）

通算することにより加算要件期間が20年以上となるため、加給年金額が加算。

【中高齢寡婦加算について】

- 現行の加算要件は、次のとおり。
 - ・ 遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満
 - ・ 18歳未満の子等がいなかったため、遺族基礎年金を受給できない
 - ・ 遺族厚生年金の算定基礎となる被保険者期間が20年以上
- 加算額：遺族基礎年金の額×3/4（18年度：594,200円）
- これまで、被保険者期間は各制度毎に計算されてきたが、制度統一により、上記加給年金額の加算と同様、今後は、期間を通算されることとなる。

（注） 施行後に新規裁定や退職改定等のタイミングのない者については、通算の対象としない。（既裁定年金同士は、原則として通算しない。）